

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年七月四日

七年七月四

關東信越厚生局長

武田
康久

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年七月四日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
栄薬七八〇八	今井 彩乃	令和七・五・十
栄薬七八〇九	寺島 莉菜	令和七・五・三十
栄薬七八一〇	後藤 慎昂	令和七・六・一
栄薬七八一一	秋本 真名美	令和七・六・四
栄薬七八一二	毒島 瑠海	令和七・六・九
栄薬七八一三	高村 沙紀	令和七・六・十七
栄薬七八一四	山村 雄二	令和七・六・十九
栄薬七八一五	梅田 そよか	令和七・五・二十
栄薬七八一六	高橋 知大	令和七・五・二十一
栄薬七八一七	渡邊 有理紗	令和七・五・二十二
栄薬七八一八		令和七・五・二十三
栄薬七八一九	酒井 瑞葵	令和七・五・二十三
栄薬七八二〇	佐藤 彩音	令和七・五・二十三
栄薬七八二一	安藤 友一	令和七・五・二十三
栄薬七八二二	長牛 彩花	令和七・五・二十六
栄薬七八二三	菅原 貴之	令和七・五・二十六
栄薬七八二四	獅子原 弘樹	令和七・五・二十六
栄薬七八二五	小泉 夏海	令和七・五・三十
栄薬七八二六	花岡 真萌	令和七・六・十
栄薬七八二七	片岡 健太	令和七・六・十一

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年七月十日

関東信越厚生局長

針田 哲

登録の記号番号	氏 名	登録年月日
栃医 二三三九六	泉 慶	令和七・五・二十八
栃医 二三三九七	青木 麻結	令和七・五・十二
栃医 二三三九八	浅川 喜貴	令和七・五・十二
栃医 二三三九九	池田 朔史	令和七・五・十二
栃医 二三四〇〇	石川 彪雅	令和七・五・十二
栃医 二三四〇一	石嶋 大夢	令和七・五・十二
栃医 二三四〇二	井関 君会	令和七・五・十二
栃医 二三四〇三	稻葉 千絵里	令和七・五・十二
栃医 二三四〇四	伊吹 海来	令和七・五・十二
栃医 二三四〇五	角野 剛希	令和七・五・十二
栃医 二三四〇六	笠川 佑也	令和七・五・十二
栃医 二三四〇七	柏倉 祐哉	令和七・五・十二
栃医 二三四〇八	春日 悠太朗	令和七・五・十二
栃医 二三四〇九	金澤 光	令和七・五・十二
栃医 二三四一〇	久保田 真子	令和七・五・十二
栃医 二三四一一	倉本アフジヤ 花音	令和七・五・十二
栃医 二三四一二	桑田 和季	令和七・五・十二
栃医 二三四一三	小林 健人	令和七・五・十二
栃医 二三四一四	小林 萌恵	令和七・五・十二
栃医 二三四一五	小林 勇汰	令和七・五・十二
令和七・五・十二	令和七・五・十二	令和七・五・十二

			登録の記号番号		氏名		登録年月日
令和 七 五 十二							
橋医 二三四四〇	橋医 二三四三九	森田 尚之	森 希理子	松本 千明	本間 愛梨	細川 奈於	佐藤 宗嚴
橋医 二三四三八	橋医 二三四三七			藤井 敦也	原田 瞬生	羽鳥 天音	島尻 侑樹
橋医 二三四三六	橋医 二三四三五				根岸 晃平	中澤 温貴	嶋田 哲弥
橋医 二三四三五	橋医 二三四三四				成田 健太郎	豊山 大地	高崎 彩
橋医 二三四三三	橋医 二三四三二				永瀬 百花	角田 陽亮	関 祐也
橋医 二三四三一	橋医 二三四二九				千田 光樹	田山 莉果子	菅又 美貴
橋医 二三四二八	橋医 二三四二七				豊田 英俊		徐 子焮
橋医 二三四二六	橋医 二三四二五				角田 陽亮		
橋医 二三四二四	橋医 二三四二三				千田 光樹		
橋医 二三四二二	橋医 二三四二一				田山 莉果子		
橋医 二三四一九	橋医 二三四一八						
橋医 二三四一七	橋医 二三四一六						
橋医 二三四一七	橋医 二三四一七						

登録の記号番号	氏名	登録年月日
査医 二三四六六	水上 貴文	令和 七・五・二十二
査医 二三四六七	武田 直樹	令和 七・五・十九
査医 二三四六八	遠藤 純	令和 七・五・二十二
査医 二三四六九	片寄 愛弓	令和 七・六・三
査医 二三四七〇	MINH SREYPOV	令和 七・六・三
査医 二三四七一	小川 大輔	令和 七・六・三
査医 二三四七二	高橋 佳大	令和 七・六・三
査医 二三四七三	ENKHTUYA BAT ENKH	令和 七・六・三
査医 二三四七四	PHAM QUOC HOANG	令和 七・六・三
査医 二三四七五	ENKHTUYA BAT ENKH	令和 七・六・三
査医 二三四七六	ENKHTUYA BAT ENKH	令和 七・六・三
査医 二三四七七	ENKHTUYA BAT ENKH	令和 七・六・三
査医 二三四七八	ENKHTUYA BAT ENKH	令和 七・六・三
査医 二三四七九	ENKHTUYA BAT ENKH	令和 七・六・三
査医 二三四七〇	ENKHTUYA BAT ENKH	令和 七・六・三
査医 二三四七一	ENKHTUYA BAT ENKH	令和 七・六・三
査医 二三四七二	ENKHTUYA BAT ENKH	令和 七・六・三
査医 二三四七三	ENKHTUYA BAT ENKH	令和 七・六・三
査医 二三四七四	ENKHTUYA BAT ENKH	令和 七・六・三
査医 二三四七五	ENKHTUYA BAT ENKH	令和 七・六・三
査医 二三四七六	ENKHTUYA BAT ENKH	令和 七・六・三
査医 二三四七七	ENKHTUYA BAT ENKH	令和 七・六・三
査医 二三四七八	ENKHTUYA BAT ENKH	令和 七・六・三

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和

七年七月十日

関東信越厚生局長

針田 哲

登録の記号番号	氏名	登録年月日
栄歎 三七五九	宮崎 果歩	令和 七・五・十二
栄歎 三七六〇	弓削 俊輔	令和 七・五・十六
栄歎 三七六一	神谷 史佳	令和 七・五・十九

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和

七年七月二十五日

関東信越厚生局長

針田 哲

登録の記号番号	氏名	登録年月日
栄医 二三四七八	小池 達郎	令和 七・六・二
栄医 二三四七九	張 碧航	令和 七・六・二
栄医 二三四八〇	林 茹安	令和 七・六・二
栄医 二三四八一	青木 清鈴	令和 七・六・二
栄医 二三四八二	酒井 啓彦	令和 七・六・二
栄医 二三四八四	原田 章太郎	令和 七・六・二
栄医 二三四八五	西沢 研	令和 七・七・十六

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和

七年

七月二十五日

関東信越厚生局長

針田 哲

登録の記号番号	氏名	登録年月日
栃葉 七八三〇	松井 るか	令和 七・六二十四